

栃木労働局「今月(10月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすめ情報



①【栃木県最低賃金】10月1日から時間額1,004円に改正しました！

- 栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。
- 一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。
- 特定の産業には、特定最低賃金が定められています。
- 最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、活用ください。

***業務改善助成金:中小企業・小規模事業者が、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。**

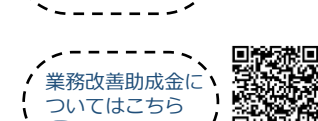
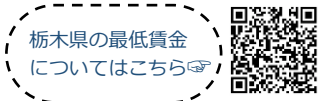
【問合せ】業務改善助成金コールセンター TEL: 0120-366-440

***キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース):非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成する制度です。**

【問合せ】助成金事務センター TEL: 028-614-2263

***働き方改革推進支援センター相談窓口:**中小企業における労働環境整備、例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成金の活用などの相談対応

【問合せ】栃木働き方改革推進支援センター TEL: 0800-800-8100



② 10月1日～7日は全国労働衛生週間です！

○10月1日から7日までは「**推してます みんな笑顔の健康職場**」をスローガンとした全国労働衛生週間です。

この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組んでみましょう。

○健康診断を実施し、事後措置を徹底しましょう

健康診断の実施後は、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な就業上の措置の実施が義務となっていますので、徹底をお願いいたします。

(リーフレットをご覧いただく場合は、「健康診断 事後措置 リーフレット」で検索。)



③ 体調を崩しやすいこの時期に、休暇の取得で1フレッシュを！

○年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する「年次有給休暇の計画的付与制度」や労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する「時間単位の年次有給休暇制度」の活用が効果的です。

詳しくはこちら

(年次有給休暇取得促進特設サイト)



④ 令和7年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります！

令和7年4月以後に育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、保育所等への入所ができなかっただけでは延長は認められません。速やかな職場復帰のために保育利用を申し込んでいたことについてハローワークの確認を受けることが必要になります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html



⑤ 労働者の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか？

人への投資促進コース・・・eラーニング等の定額受け放題サービスで目的や職種などに合わせた効果的な訓練を実施した場合の**定額制訓練**、労働者が自発的に受講した訓練経費を負担する事業主へ助成の**自発的職業能力開発訓練**、他デジタル人材、高度人材を育成する訓練の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。

事業展開等リスキリング支援コース・・・企業の持続的な発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化を図るための人材育成に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度。

【問合せ】 栃木労働局助成金事務センター TEL : 028-614-2263



⑥ 令和6年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられました！

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。法定雇用率は今後も段階的に引き上げられます。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上



令和7年4月1日から除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。

⑦ 求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください！

最近、ハローワークで求人を公開した際に、求人広告サイトを運営する事業者等から電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しています。

そのため、求人広告サイトを運営する事業主等と契約して求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、「事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約」を行ってください。

なお、ハローワークに求人をご提出いただく際に、『ハローワーク以外の事業者からの営業はお断り』や『求人掲載の営業はお断り』などの文言を記載することや、インターネットで公開する際には採用担当者の方のお名前や電話番号を非公開にするといった対応も可能ですので、お気軽に管轄のハローワークの求人担当にご相談ください！



⑧ 両立支援等助成金「育休中等業務代替支援コース」をご活用ください！

両立支援等助成金は、仕事と育児を両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援する制度です。令和6年1月より「**育休中等業務代替支援コース**」を新設し、育児休業や育児のための短時間勤務制度がより利用しやすくなるよう、業務を代替する体制の整備への支援を拡充しました。

以下を実施した中小企業事業主が支給対象となります。

- ・周囲の労働者に手当等を支払って代替させた場合
- ・代替する労働者を新規雇用または新規の派遣受入れした場合

詳しくはこちら



【問合せ】 栃木労働局 雇用環境・均等室 TEL : 028-633-2795

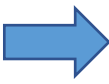


⑨ キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」をご活用ください！

キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成金です。令和5年10月より「**社会保険適用時処遇改善コース**」を新設し、労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成されます。

キャリアアップ助成金をご活用いただくためには、まずキャリアアップ計画書の提出が必要です。取組を開始する日の前日までに、栃木労働局 助成金事務センターまで提出しましょう！

労働者にとって、
・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の手不足の解消へ！

詳しくはこちら



【問合せ】 栃木労働局 助成金事務センター TEL : 028-614-2263

